



佐賀県公報

平成18年
2月20日
(月曜日)
第 12719号

使用の部分 収用の部分 変更なし
平成六年

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○都市計画事業変更の認可

公
告

○ 脂料の登録

卷之三

金華縣志

員等の範囲三三の規則の一都三故三の規則

卷之三

◎ 告示

○佐賀県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年二月三十日

佐賀県知事 古川康

一 施行者

二 都市計画事業の種類及び名称

三 事業施行期間

平成六年一月十四日から

四 事業地

○ 公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成18年2月20日

佐賀県知事 舌川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	生産業者		有効期限
				その他の規格	氏名又は名称	
佐賀県肥 第716号	混合有機質肥料	6-5混合有機質肥料	窒素全量 6.0% りん酸全量 5.0%	理研農産 会社	佐賀市大 財北町2 番1号	平成18年 2月6日

平成9年3月25日県営土地改良事業（中山間地域総合整備）平山上地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年2月20日

佐賀県知事 古川 康

○人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月二十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

◎佐賀県人事委員会規則第三号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の小城市的項の次に次のように加える。

		嬉野市	本庁
		議会事務局	事務局長
		市長部局（会計課を含む。）	部長 課長 総務課副課長（人事、職員団体担当に限る。） 総務課主任（人事、職員団体担当に限る。）
		教育委員会事務局	教育長 教育次長 課長
		選挙管理委員会事務局	事務局長

	監査委員事務局	事務局長
	農業委員会事務局	事務局長
	嬉野総合支所	総合支所長 課長
	福祉事務所	所長 課長
	小学校	校長 教頭
	中学校	校長 教頭

別表の諸富町の項、大和町の項、富士町の項、三瀬村の項、七山村の項、塩田町の項、嬉野町の項、富士大和温泉病院組合の項及び塩田町・嬉野町小学校組合の項を削る。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則